

西本願寺教団の事例から

これまで2回にわたって、キリスト教(カトリック)において女性聖職者が認められてこなかった理由(背景)をローマ法という異教的な世俗法との関連の下、考察してきた。次に日本の伝統仏教における女性僧侶や女性住職の成立過程を探るべく、西本願寺教団の事例を調べていくと、内在的な背景というよりは、良くも悪くもその時々々の世俗法や一般社会の諸運動の影響力を抜きには考えられない側面があることに改めて気付かされる。

西本願寺教団に「女性僧侶」が誕生したのは昭和6年(1931)である。渡辺典子によれば、明治21年(1888)に始まった女性聞法組織「仏教婦人会」の思想的背景は、「家制度維持のための忍従の育成や婦徳の教育」という保守的傾向を持つものだった。明治期におけるこの仏教婦人会に、渡辺は「予想外の新しさ」(女性の地位向上や社会進出の指向)を見出すが、それらは「あくまで僧侶としての活動領域に女性が進出したということではなくて、門徒(在家信者)の活動に限定されたもの」に過ぎないという。それに比べて、近代初期の仏教界をリードしたとされる啓蒙的な仏教者たち(島地黙雷や清沢満之など)は、「寺院継承のための男子待望という家制度に立脚」して「妾」の存在を肯定したり、女性解放を掲げる『青鞥』を敵対視するなど、「予想外に旧い」ものだったとされる。

大正期になると、大正デモクラシーにおける普選運動の流れの中で、仏教婦人会は女子参政権獲得運動を担うという「予想外の新しさ」を示す。一方で僧侶(寺院)世界は、住職の妻である坊守に対し、教化者としての自覚を促す教育を奨励していく。寺院に住み実際に門徒と接する機会が多い坊守は、女性教化者として期待されていたのである。しかし逆に言えば、坊守が存在するから「女性僧侶」をあえて育成する必要はあまりなかったのではないかと、渡辺は推測する。そして「坊守に対する教化者自覚教育はどこまで延長したとしても、寺院における性別役割分業を補完・強化することにしかつながらなかった」とも指摘する。

昭和期(戦前)に入ると、仏教婦人会は一般の婦人公民権運動と連なり、ますます活発化する。一方、昭和4年(1929)6月25日、教団の公報『教海一瀾』の社説「教団における女性の活動」に、「女性僧侶の不在」に関する以下のような言及が初めて現れるという。

「教団が寺院又は教会によりて組織せられ、かつ特殊の宗風として家族制を採れるよりするも、教団成立の要素は實際上男女両性の力に存することは明白であり、その数に於いても均等の地位を占めて居ると考へ得らるるのである。……然るに従来の慣習によれば、寺院及び教会の擔任者が男性の僧侶のみ限定せられ、真宗にはいはゆる尼僧なるものの制度が許されて居ないのである。しかし、裏面には女性の力の強く働いて居ることは有髪尼ともいふべきいはゆる坊守なる名によりて推測し得らるるわけである。ただし坊守なる名は教団護持の任務にふさはしき消極的呼称であつて、積極的に大法宣伝の使命を表明するにはやや飽きたらない気分を感じらるる。」

渡辺によれば、さらに昭和6年(1931)4月に行われた覚信尼の650回忌法要を契機とした一連の流れが「女性僧侶誕生」へ

の布石となったという。同年7月には、中央仏教学院に女子部が創設され、さらに「女子ノ教師準教師ニ関スル規定」発布により、女性の僧侶職への道が制度上拓かれることとなる。ただし、そこには女性差別的な諸規定があった。すなわち、女性は僧侶にはなれても、住職になることも、また宗会の選挙権・被選挙権を持つこともできず、服装においても差別されたという。ともあれ、これらの諸規定に基づき、同年9月に西本願寺において最初の女性僧侶の得度式が行われ、23名の女性僧侶が誕生した。

翻って渡辺は「一般的な女性参政権運動と西本願寺における女性僧侶の誕生の動きとの直接的なつながりを示す証拠はない」と言いつつも、女性僧侶誕生を促した根本的な要因は、やはり近代以降、普選運動などを通じて一般社会に徐々に醸成されてきた民主主義の高揚ではないか、と指摘するのである。したがってさらに「女性住職」が登場するには「戦後民主主義」がどうしても必要だったのではないかとみる。

女性僧侶と女性住職

このような西本願寺教団の内在的な規定にみられる限界や縛りの他に、さらに教団は昭和15年(1940)に施行された「宗教団体法」の統制下に置かれることとなる。つまり同法540条「末寺ノ住職ハ之ヲ世襲トシ戸主又ハ戸主タルベキ者之ヲ継承ス」を根拠として、そもそも女性は僧侶になれても住職にはなれなかったのである。同法はやがて戦後GHQの占領政策により廃止されるに至る。そして昭和21年(1946)に新たに発布された「浄土真宗本願寺派宗制・宗法」の第2章第10条「一 住職については、二十才以上の僧侶であること、二 学歴条項と性別の記載」により、制度上、「女性の住職」への道が拓かれることとなった。また、昭和23年(1948)には教団における民主化のために「宗門の革新に関する声明」が発表され、男女平等を含めた教団の民主化が計られたという。しかし現実には1990年代の同教団の住職の男女比は、男性98%、女性2%といわれる。

この現状からは、世俗法や政策、一般社会の諸運動などに牽引され、時には翻弄されながら、制度上での男女平等が徐々に整っていく一方で、意識のレベルや「慣習」というもう一つの法の根深さも窺えるのではなからうか。戦後に現行民法が成立するときにも、家制度の廃止をめぐる反対勢力からの強い批判が存在したと伝えられており、実際に現行民法の中には、「慣習」の名の下に潜む「家」的な要素が散見される。たとえば民法897条「祭祀供用物の承継」には、「系譜、祭具及び墳墓の所有権は、前条の規定にかかわらず慣習に従つて祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する」とある。このような「家」的側面は、世襲制を指摘されることが多い日本の仏教を考える場合、欠かすことのできない視点であろう。特に21世紀以降の日本の諸政策(教育関連法、少子化対策など)に頻繁に見られる「家族」や「家庭」の強調が、男女共同参画(男女平等)を骨抜きにしかねない時勢にあつて、これらの家族重視の潮流とどのような距離を取るべきか、仏教に限らず各宗教・宗派が今も試されていると言えるのである。

【参考文献】

渡辺典子「女性僧侶の誕生—西本願寺におけるその歴史」、女性と仏教 東海・関東ネットワーク編『仏教とジェンダー』朱鷺書房、1999年。